

## 審査基準

令和2年5月26日作成

法令名：古物営業法
根拠条項：第5条第4項
処分の概要：許可証の再交付
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法令の定め： 古物営業法施行規則第4条第1項、第2項（許可証の再交付の申請）
審査基準： 判断基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日
申請先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問い合わせ先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3032）
備考：